令和６年度　第２回　高知市地域包括支援センター運営協議会

日　時：令和７年１月 10 日（金）　18 時 30 分～20 時 30 分
会　場：高知市総合あんしんセンター　３階　大会議室

会　次　第

１　開会挨拶

２　協議事項

（１）地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について

３　　報告事項
（１）令和６年度の取組報告

４　その他

５　閉会

高知市健康福祉部　高知市基幹型地域包括支援センター

目次

１　高知市地域包括支援センター運営協議会条例 ..... - １ -
２　高知市地域包括支援センター運営協議会　委員名簿..... - ３ -
３　地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について- ４ -
４　令和６年度の取組報告 ..... - ５ -

１　　高知市地域包括支援センター運営協議会条例

高知市地域包括支援センター運営協議会条例

（平成 27 年４月１日条例第 48 号）

改正　令和２年１月１日条例第 14 号

（設置）

第１条　高知市地域包括支援センター（介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 46 第１項に規定する地域包括支援センターをいう。以下「センター」という。）における事業の公正性及び中立性の確保を図り，その適切な運営を推進するため，高知市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を置く。

[介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 46 第１項]

（所掌事項）

第２条　運営協議会は，次に掲げる事項について，調査及び審議を行うものとする。

⑴　センターの設置等に関する事項

⑵　センターの運営に関する事項

⑶　センターの職員の確保に関する事項

⑷　地域包括ケアシステムに関する事項

⑸　前各号に掲げるもののほか，前条の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第３条　運営協議会は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員９人以内をもって組織する。

⑴　介護保険の被保険者（第１号被保険者又は第２号被保険者をいう。）

⑵　介護サービス又は介護予防サービスの利用者

⑶　介護サービス又は介護予防サービスに関する事業者及び職能団体（医師，歯科医師，看護師，介護支援専門員，機能訓練指導員等で組織する団体をいう。）等の代表者

⑷　市民の権利を擁護し，又は相談に応ずる団体等の代表者

⑸　前各号に掲げる者のほか，地域ケアに関する学識経験を有する者

（会長及び副会長）

第４条　運営協議会に，会長及び副会長１人を置き，委員の互選によりこれを定める。

２　会長は，会務を総理し，運営協議会を代表する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を行う。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任されることができる。

（会議）

第６条　運営協議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が必要に応じて招集し，会長が議長となる。

２　運営協議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開くことができない。

３　会議の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（資料提供その他の協力等）

第７条　運営協議会は，その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは，関係部局その他の者に対し，資料の提出，意見の表明，説明その他必要な協力を求めることができる。

（守秘義務）
第８条　委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
（庶務）
第９条　運営協議会の庶務は，健康福祉部において処理する。
（その他）
第 10 条　この条例に定めるもののほか，運営協議会の運営について必要な事項は，会長が運営協議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）
1　この条例は，公布の日から施行する。
（経過措置）
2　この条例の施行の日の前日において置かれていた高知市地域高齢者支援センター運営協議会（高知市地域高齢者支援センター運営協議会設置要綱（平成 18 年 2 月 10 日制定）の規定に基づき組織されたものをいう。）は，運営協議会となり，同一性をもって存続するものとする。

附　則（令和 2 年 1 月 1 日条例第 14 号）

この条例は，公布の日から施行する。

２　　高知市地域包括支援センター運営協議会　委員名簿

氏　名	所属団体・役職名	備　考
森下（もりした）　安子（やすこ）	高知県立大学看護学部　特任教授	条例第３条第１項第５号に基づく委員
藤井（ふじい）　貴章（たかあき）	（一社）高知市医師会　理事	条例第３条第１項第３号に基づく委員
今宮（いまみや）　晴久（はるひさ）	高知県老人福祉施設協議会　会員	条例第３条第１項第３号に基づく委員
中本（なかもと）　雅彦（まさひこ）	（公社）認知症の人と家族の会高知県支部　世話人	条例第３条第１項第４号に基づく委員
和田（わだ）　真樹（まき）	高知市居宅介護支援事業所協議会 会長	条例第３条第１項第３号に基づく委員
千頭（ちかみ）　哲（てつ）	社会福祉法人高知市社会福祉協議会 共に生きる課　課長	条例第３条第１項第４号に基づく委員
大久保（おおくぼ）　晃（あきら）	（一社）高知市医師会　理事	条例第３条第１項第３号に基づく委員
有田（ありた）　佳史（よしふみ）	（一社）高知市歯科医師会　副会長	条例第３条第１項第３号に基づく委員
池永（いけなが）　彰美（あやみ）	高知市民生委員児童委員協議会連合会 監事	条例第３条第１項第４号に基づく委員

任期　：　令和５年４月１日　から　令和７年３月 31 日　まで

３　　地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化について

(1) 地域包括支援センター人員配置基準緩和に関するヒアリング結果

(ア)経過

地域包括支援センター配置職員については，保健師，社会福祉士，主任介護支援専門員の有資格者で常勤専従での配置等の配置基準があるが，令和６年４月１日より配置基準が緩和された。

緩和基準の適用については，市町村及び地域包括支援センター運営委員会での判断が必要とされており，対応について検討が必要となるが，対応検討にあたり，現在地域包括支援センター運営を委託している法人に対し，緩和内容の説明を行い，意見を伺うためのヒアリング調査を行うこととした。

(イ)緩和内容

① 現行の地域包括支援センターの人員配置について，高齢者数又はセンターの運営状況を勘案し，地域包括支援センター運営協議会が必要と認めれば，常勤換算方法による配置が可能。

② センターの効果的な運営に資すると地域包括支援センター運営協議会が認めた場合に，複数の担当区域を１つの範囲とし，当該範囲内の高齢者数に基づき配置基準を満たせば良い。このため１センターとして人員不足であっても，当該範囲内で他センターの人員が多ければ配置基準を満たすこととなる。

(ウ)ヒアリング日程等

令和６年８月６日～８月 28 日迄

市内 13 の地域包括支援センター受託法人対象

(エ)ヒアリング結果の主な意見

① 常勤換算による人員配置について

- 常勤換算方式による人員配置を行うことによるメリットはあまり感じられない。
- 地域包括支援センターの業務内容を考えると，常勤専従での職員配置が必要だと思う。午前・午後とか曜日により人が変わると，住民サービスとして十分なものにならないのではないか。
- パートだから雇用がし易いという状況ではない。正職でもパートでも雇用が厳しいので，複数名雇用しなくならないとなると必要な人員確保ができないかもしれない。
- 対応に関する情報共有が必要だが，再々情報共有を行う場面を持つ必要があるため，上手く回らなければ情報伝達が抜かることに繋がりかねない。
- 産休・育休対応や，何らかの理由による急な人員不足の場合などで，兼務やパートによる常勤換算を行っての人員配置ができれば良いかもしれない。恒常的では無く，緊急対応的にできれば。

② 複数圏域での人員配置について

- 他法人運営センターで活動することにより，他センターの対応について学ぶことはあるかもしれない。
- 法人が異なるため，雇用契約等も異なり，職員管理などに不安がある。
- 人員が不足するセンターの支援となると，支援というより当該センターの職員として活動する必要があると思うので，後方支援では無くなるのではないか。
- 増員して雇用する場合，当該人員が主に自センター職員として働くとなればメリットがあるかもしれないが，他センターに行きっぱなしとなるとメリットが無くなる。
- 支援先で事故にあったり，何等かトラブルになった場合の対応などについて，法人が異なるため

に苦慮する可能性があるのではないか。

- 各センターによる細かなルールの違いへの対応や，個人情報の管理など，問題が多くあるのではないか。
- 地域の状況も異なるので，自法人対象地区と支援対象法人担当地区の状況が一緒でないと難しいと思う。
- 地域に関係しつつ進めて行く業務なので，広範囲になると対応が難しい。
- 東西南北４圏域での運用から現在の 14 圏域での運用に移行したのに，圏域をまとめるような取組になると，圏域の特色に合わせた活動ができなくなる。

(オ)今後の対応

委託地域包括支援センター受託法人ヒアリング結果として，今回実施された基準緩和によるメリットは感じられない，デメリットの方が大きいという意見が大半であった。

常勤換算については，現職員の産休・育休による時短勤務となった場合など，恒常的にではなく臨時的な対応として，パートや兼務による業務対応ができると助かる部分があるとの意見があったため，常勤換算については，必要となった理由やその対応方法などを確認し，地域住民支援に支障が無いと判断される場合は認める運用としたい。

(カ)基準緩和に関する対応方針

① 常勤換算による人員配置について

- 基本的には現在の常勤専従による職員配置とする。
- 現職員の時短勤務への対応や急な欠員に対応する場合などで，臨時的な対応として地域住民支援に支障が無いと判断される場合は常勤換算による職員配置を認める。

② 複数圏域での人員配置について

- 本市の地域包括支援センター配置状況や地域状況に鑑み，複数圏域での人員配置を行うことにより様々な問題が発生することが懸念されるため，実施しない。

（参考）

- 「介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正す省令」の公布について（通知）
- 地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について（案）

４　令和６年度の取組報告

- 認知症施策の方向性と本市での取組（別添１）